

山形市小中学校施設整備方針等策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本市の小中学校施設は、昭和40～50年代に整備されたものが全51校中約半数を占めている。平成17年度以降は耐震補強工事を優先的に実施してきたが、施設や設備に老朽化が見られ、早期の対応が必要な状況となっている。

こうした中、学校の配置と整備についてハード・ソフト施策の具体的取組を示す「山形市における学校の配置と整備の基本的な考え方」の策定及び、小中学校施設整備の基本方針を定める「山形市小中学校等施設整備方針」の改訂を行い、今後の山形市の小中学校の配置のあり方等と施設の計画的な整備・改修の方向性を示そうとするものである。

上記の策定及び改訂にあたっては、事業を円滑に実施するために最も適切な事業者を、優れた企画提案の内容や価格等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により選定することとし、本要領において、山形市小中学校施設整備方針等策定支援業務の契約候補者を選定する公募型プロポーザルの応募資格、手続き、審査等の内容について必要な事項を定めるものである。

また、市が今後予定する「老朽校舎の整備手法調査」及び「山形市小中学校施設長寿命化計画改訂」における調査手法についても併せて企画提案の提出を求め、調査方法の検討を行うものである。

2 委託業務

- (1) 業務名 山形市小中学校施設整備方針等策定支援業務
- (2) 業務内容 別紙の山形市小中学校施設整備方針等策定支援業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日までとする。
- (4) 委託金額 上限金額は6,820,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

3 企画提案を求めるもの

- (1) 上記「2 委託業務 山形市小中学校施設整備方針等策定支援業務」についての企画提案
- (2) 別紙の業務についての調査手法

4 参加資格

(1) 単独での参加

当該業務の公募型プロポーザル(以下、「本プロポーザル」という。)に単独で参加する者は、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- ③ 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 山形市契約規則(昭和39年市規則第18号)第25条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあっては、本市の指名停止期間中でないこと。現在、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者も参加することができるが、契約の相手方となる者は委託契約を締結するまでの間に登録すること。

- ⑤ 山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ⑥ 税の滞納がないこと。
- ⑦ 国又は地方公共団体が発注する同種業務又は類似業務を、平成25年度以降（過去10年間）に受注し、かつ履行した実績を有していること。
 同種業務とは、学校施設又は公共施設の整備方針等の策定又は策定支援業務とする。
 類似業務とは、学校施設整備の基本計画等の策定又は策定支援並びに設計業務とする。
- (2) 共同（事業グループ）での参加
 本プロポーザルに共同（事業グループ）で参加する者は、以下の要件を全て満たすこと。
- ① 事業グループの代表（以下、「代表事業者」という。）が山形市との連絡窓口となり、諸手続きを行い、業務遂行の責を負うこと。なお、代表事業者の変更は、原則として認めない。
- ② 事業グループ内のすべての事業者が「4 参加資格 (1) 単独での参加」の①～⑥の要件を全て満たすこと。
- ③ 事業グループ内のいずれかの事業者が「4 参加資格 (1) 単独での参加」の⑦の要件を満たすこと。
- ④ 同一事業者が複数の事業グループの構成員を兼ねることはできない。
- ⑤ 単独で参加する者は、他の事業グループの構成員となることはできない。

5 実施スケジュール

内 容	日 時
公募開始および資料等の公開、質問の受付開始	令和6年1月26日（金）
実施要領および仕様書に関する質問の受付期限	令和6年2月7日（水）午後5時
質問に対する回答	令和6年2月14日（水）午後5時
参加申込受付期限	令和6年2月20日（火）午後5時
企画提案書等の提出期限	令和6年3月1日（金）午後5時
審査委員会の開催	令和6年3月15日（金）
審査結果通知	令和6年3月下旬
契約締結	令和6年4月上旬

6 実施要領及び仕様書等に関する質問

本プロポーザルに関する質問がある場合は、下記により質問すること。ただし、審査に支障を来す質問、評価基準及び他の参加事業者に関する質問は受け付けない。なお、質問回答書をもって、実施要領の補完、追加、修正、及び解釈に関する補足等とする。

- (1) 受付期間 令和6年1月26日（金）～2月7日（水）午後5時まで
- (2) 質問方法 質問書（様式1）を使用し、電子メールにより提出すること。なお、提出を受理した場合には、事務局より受理した旨の電子メールを返信する。
- (3) 質問先 〒990-8540 山形市旅篭町二丁目3番25号
 山形市教育委員会教育企画課企画係
 TEL：023-641-1212（内線610）
 E-MAIL：kyouiku-kikaku@city.yamagata-yamagata.lg.jp
 ※メールの件名は
 「（質問）山形市小中学校施設整備方針等策定支援業務」とすること。
- (4) 回答日時 令和6年2月14日（水）午後5時まで
- (5) 回答方法 山形市公式ホームページに掲載

7 参加申込及び参加要件適格確認

- (1) 申込期間 令和6年1月26日（月）～2月20日（火）午後5時まで
- (2) 申込方法 提出書類を郵送（締切日必着）又は持参（持参する場合は、土日、祝日を除

（午前 9 時～午後 5 時まで）

- (3) 提出書類
① 参加申込書（様式 2）
② 会社概要及び業務実績（様式 3）
③ 誓約書（様式 4）
④ 秘密保持誓約書（様式 5）
⑤ 直近 3 ヶ月以内に発行された、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書並びに山形市に本社・支社や事業所がある者は法人市民税及び固定資産税に未納がないことの証明書の原本

- (4) 提出部数 1 部

- (5) 提出先 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目 3 番 25 号
山形市教育委員会教育企画課企画係

- (6) 参加要件適格確認

上記の 7(3)で提出された書類を基に審査を行い、参加要件の適格又は不適格の通知を令和 6 年 2 月 22 日（木）までに、申込者へ書面及び電子メールで通知する。なお、参加要件を満たさず不適格となった場合には、本プロポーザルへの参加は認められない。

8 企画提案書等の提出

上記「7 参加申込及び参加要件適格確認」により参加要件適格の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和 6 年 3 月 1 日（金）午後 5 時まで

- (2) 提出方法 提出書類を郵送（締切日必着）又は持参（持参する場合は、土日、祝日を除く午前 9 時～午後 5 時まで）

- (3) 提出部数 7 部（正本 1 部、副本 6 部）
※ 副本には、応募者の個人・法人名、個人・法人名がわかるブランドやロゴマーク等は一切記入しないこと。
※ 応募書類（正本・副本それぞれ）のデータ（PDF 形式）を入れた CD-R 1 枚を添付すること

- (4) 提出書類
① 企画提案提出書（様式 6）
② 企画提案書（様式 7-1～4）
③ 業務実施体制書（様式 8）
④ 経費見積書（様式 9-1～3）
※ 企画提案書は山形市における学校の配置と整備の基本的な考え方策定支援業務（様式 7-1）、山形市小中学校施設整備方針改訂支援業務（様式 7-2）、老朽校舎の整備手法調査業務における調査手法（様式 7-3）、山形市小中学校施設長寿命化計画改訂業務における調査手法（様式 7-4）について、それぞれ提出すること。
※ 経費見積書は山形市小中学校施設整備方針等策定支援業務（様式 9-1）、老朽校舎の整備手法調査業務（様式 9-2）、山形市小中学校施設長寿命化計画改訂業務（様式 9-3）について、それぞれ提出すること。

- (5) 提出先 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目 3 番 25 号
山形市教育委員会教育企画課企画係

- (6) 企画提案書作成上の留意事項

- ① 企画提案書（様式 7-1～4）は A4 用紙（片面印刷）とし、様式の番号順に一連のページ番号を付与すること。また、文字サイズは 10 ポイント以上とし、できる限り簡易な表現（図表・画像等を含む。）を用いて作成すること。
② 企画提案書（様式 7-1、7-2）は、「③ 提案項目」に沿って記載すること。また、「別表 評価基準表」の視点を踏まえ、わかりやすく具体的に記載すること。

③ 提案項目

項目	記載内容
ア 施設整備等の基本的な考え方	上位計画や関連計画等について整理し、本市の目指すべき「学校の配置と整備」及び「学校施設整備方針」の基本的な考え方を提案すること。
イ 課題の整理	アで示した提案の達成に向けて、想定される課題となる事項を提案すること。
ウ 課題解決策の立案	イで示した課題の解決策を提案すること。
エ 実施工程	想定スケジュールを参考として、業務開始から完了までの詳細スケジュールおよび事務フローを提案すること。
オ その他	参加事業者の実績、ノウハウ、他事例等を活かしたその他有効な提案があれば記入すること。ただし、経費見積書に含まない有料オプションなど、別途費用を必要とするものについては受け付けない。

④ 企画提案書（様式7-3、7-4）は、「別紙」の業務内容を踏まえて記載すること。

また、「別表 評価基準表」の視点を踏まえ、わかりやすく具体的に記載すること。

9 審査

山形市小中学校施設整備方針等策定支援業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、「別表 評価基準表」に基づき評価を行う。また、審査内容は非公開とする

(1) 失格

次に掲げる項目のいずれかに該当するものは、失格とし、審査の対象としない。

- ① 提出した書類に虚偽の記載のあるもの。
- ② 「山形市小中学校施設整備方針等策定支援業務」の見積り金額に消費税及び地方消費税を加えた金額が6,820,000円を超えるもの。
- ③ 期間内に提出書類が提出されなかったもの。
- ④ 審査会の委員に対して、直接間接を問わず接触を求めたもの又は接触したもの。
- ⑤ 審査結果に影響を与えるような工作をしたもの。
- ⑥ その他、本実施要領に違反するもの。

(2) 審査の方法

① 書類審査

書類審査は、参加事業者の中からプレゼンテーション審査に参加できる者（最大5名）の選考を目的として、評価基準表に基づき総合的に評価を行う。

書類審査結果については、令和6年3月8日（金）までに電子メールで通知する。（プレゼンテーション審査参加事業者には、時間及び場所等の詳細も併せて通知する。）

② プrezentation

ア 概要

令和6年3月15日（金）に開催する審査委員会において、「8 企画提案書等の提出」で提出した企画提案に沿って説明すること。また、あわせて質疑応答も行うこと。

イ 説明要領

- ・ 参加できる人数は5名以内とし、説明は原則当該業務の担当者が行うこと。
- ・ 時間は35分以内（説明20分、質疑応答15分）とする。
- ・ 順番は、申込順とする。
- ・ 他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(3) 審査結果

- ① 各審査委員の評価点の合計得点が最も高い上位1名を、契約交渉順位第1位の候補者（以下「優先交渉権者」という。）として選定し、2番目に合計得点が高かった者を契約交渉順位第2位の候補者（以下「次点の交渉権者」という。）として選定する。合計得点の最も高い者が2名以上いるときは、「別表 評価基準表」の「企画提案内容に関する事項」の評価点が高い者を上位とする。

- ② 各審査委員の評価点の合計得点の 6 割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補としない。
- ③ 上記 8 企画提案書の提出者が 1 者のみの場合であっても審査を実施するが、その場合、各審査委員の評価点の合計得点が配点合計の 6 割以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。
- ④ 審査の結果は文書により通知し、山形市公式ホームページで公開する。なお、電話や手紙等による審査結果に関する問い合わせには一切応じない。
- ⑤ 審査結果について、異議を申し立てることはできない。

10 本プロポーザル参加に際しての留意事項

- (1) 参加事業者は、参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 参加申込み後に辞退する場合は、辞退届（様式 10）にて届け出ること。
- (3) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加事業者が負うものとする。
- (5) 提案図書の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、当該業務の実施にあたり、山形市が必要と認めるときは、参加事業者から承諾を得たうえで、提案図書の全部または一部を山形市が無償で使用できるものとする。
- (6) 書類の提出に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。また、造語及び略語は、専門用語又は一般用語を用いて初めて出た場所に定義を記述すること。
- (7) 複数の企画提案書の提出はできない。
- (8) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。（市が修正等を求める場合を除く。）
- (9) 本プロポーザルに要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (10) 選定された参加事業者の企画提案（プロポーザル）に盛り込まれた内容がすべて業務委託内容になるとは限らない。

11 契約に関する基本事項

- (1) 優先交渉権者との協議が不調となったと市が判断した場合は、優先交渉権者との交渉を終了し、次点の交渉権者を繰り上げ、協議を行う。
- (2) 契約の締結
優先交渉権者と当該業務についての協議を行い、内容について合意の上、仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。
なお、次点の交渉権者を繰り上げた場合も同様とする。
- (3) 委託料の支払方法
完了払いとする。

12 その他

本プロポーザルに係る提出書類については全て押印不要とする。

別 表

山形市小中学校施設整備方針等策定支援業務 公募型プロポーザル 評価基準表

評価項目			評価の視点	配点	
1. 事業実施能力に関する事項	(1)	業務実績（様式3）	本業務を遂行するにあたり、同種又は類似業務の実績を十分に有しているか。	3	
	(2)	業務実施体制（様式8）	本業務を遂行するにあたり、市との調整や連携も含め、十分な体制が確保されているか。	2	
小 計				5	
2. 企画提案内容に関する事項	(1)	施設整備等の基本的な考え方 （様式7-1）	①「山形市における学校の配置と整備の考え方（素案）」を理解し、基本的方向性に沿った内容となっているか。	5	
		（様式7-2）	②「山形市小中学校施設整備方針」の検討すべき課題に沿った内容となっているか。	5	
	(2)	課題の整理 （様式7-1、7-2）	①少子化等、社会全体の課題を的確に捉えているか。	10	
			②地域の特色や地域における学校の役割を的確に捉えているか。		
	(3)		③本市における学校施設整備の現状や課題を的確に捉えているか。		
	課題解決策の立案 （様式7-1、7-2）	①少子化等、社会全体の課題を的確に捉えたうえで、その課題解決に効果的な内容となっているか。	15		
		(4)		②地域の特色や地域における学校の役割を的確に捉えたうえで、その課題解決に効果的な内容となっているか。	
				③本市における学校施設整備の現状や課題を的確に捉えたうえで、その課題解決に効果的な内容となっているか。	
		(5)		④課題解決の手法として、具体的かつ効率的で、実現性の高い内容となっているか。	
				⑤新たな知見や技術、革新的な発想が盛り込まれているなど、本業務の効果及び効率を高める独自性がある内容となっているか。	
小 計				適切かつ効率的で実現性の高い作業工程が示されているか。	5
3. 地域貢献に関する事項	(1)	地域経済への配慮 （様式3） 【事務局採点】	①「別紙」に示した本業務の関連業務について、本業務との連携や整合に配慮された内容となっているか。	2	
			②「別紙」に示した本業務の関連業務について、本市における学校施設整備の現状や課題等に的確に対応した、効果的な内容となっているか。	3	
		（様式7-3） （様式7-4）	③「別紙」に示した本業務の関連業務について、具体的かつ効率的で、実現性の高い内容となっているか。	3	
			④「別紙」に示した本業務の関連業務について、新たな知見や技術、革新的な発想が盛り込まれているなど、事業全体の効果及び効率を高める独自性がある内容となっているか。		
小 計				2	
4. 価格に関する事項	(1)	本業務に係る価格 （様式9-1） 【事務局採点】	①本市に本社又は支社・支店・営業所等があるか。（グループ提案の場合は構成企業も含む） ※営業所等がある場合は2点。無い場合は0点。	2	
			②本市における地域経済への貢献並びに地元企業の育成等について、優れた提案がなされているか。	3	
小 計				5	
			評価点=配点（15点）×（最低見積額÷当該参加者の見積額） ※小数点以下切捨 なお、本業務に係る価格のみを評価し、「別紙」に示した今後予定する2つの業務に関する価格提案は価格評価の対象外とする。	15	
合 計				100	

別 紙

1 老朽校舎の整備手法調査業務

特に建築年度が古く老朽化が進んでいる学校を対象に、校舎等の劣化度や耐久性及び事業費等の効率性を精査し、最適な整備手法（改築・リノベーション（改築と同等の効果を実現する長寿命化改修）・改修）を決定するための調査を行う。

対 象 校：第四小学校、第十小学校（建築年 昭和 40 年 3 月）

対象施設：校舎、屋内運動場

調査内容：校舎等の耐力度、事業費等の効率性、施工スケジュール、児童の教育環境、近接校との連携等をふまえ、整備手法を比較検討する。

参考資料：施設の配置図（参加申し込み後に提供可）

2 山形市小中学校施設長寿命化計画改訂業務（市が行う改訂の支援業務）

計画期間が令和 2 年度～ 6 年度である「山形市小中学校施設長寿命化計画」について、改訂の支援を行う。

改訂支援にあたっては、文部科学省策定「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引（平成 27 年 4 月）」及び「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成 29 年 3 月）」を踏まえること。

また、市内全小中学校施設の劣化状況調査の実施を想定すること。

参考資料：山形市小・中学校施設長寿命化計画（計画期間：令和 2 ～ 6 年度）